

公益財団法人東京学校支援機構

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京学校支援機構	令和4年11月15日から 同月22日まで	令和2年度及び令和3年度の事業
局	教育庁	令和4年11月14日及び 同月24日	

2 団体の概要

設立の目的	都内公立学校を多角的に支援する事業を実施することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的として設立
主な沿革	令和元年7月 一般財団法人東京学校支援機構を設立 令和4年4月 公益財団法人東京学校支援機構へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の支援に関する事業（職業紹介事業である人材バンク事業を含む。） 教職員に対する支援事業 学校における事務及び施設の管理に関する事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地（注2）	東京都新宿区西新宿八丁目1番2号
組織	事務局（3部6課）
人員	役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名、常務理事は常勤、それ以外の理事、監事は全て非常勤） 職員59名

都 と の 関 係	出えん	基本財産 1 億 9,000 万円のうち、1 億 9,000 万円 (100%)
	基金への出えん (表 1)	43 億 5,142 万余円 (令和 3 年度末残高)
	補助金 (表 2)	3 億 5,098 万余円 (令和 2 年度交付額) 3 億 9,148 万余円 (令和 3 年度交付額)
	事業の委託(表 3)	14 億 1,016 万余円 (令和 2 年度委託料) 20 億 1,386 万余円 (令和 3 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 4)	経常収益 24 億余円のうち、24 億余円 (100.0%)
	職員の派遣等	常勤役員 1 名、非常勤役員 3 名及び常勤職員 18 名を都から派遣 常勤職員 5 名が都退職者
	東京都政策連携団体等 (注 3)	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和 2 年度 : B 令和 3 年度 : B

(注 1) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(注 2) 令和 4 年 11 月 1 日に中野区中央一丁目 38 番 1 号に移転している。

(注 3) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表 1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

出えん金名 (基金名)	令和元年度末 残高	令和 2 年度			令和 3 年度		
		出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
空調設置事業出 捐金 (東京都公立学 校屋内体育施設 空調設置支援事 業)					5,682	1,331	4,351

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金	一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱	補助事業の実施に要する経費のうち、管理費及び事業費（その他事業運営費） (補助率：10/10)	254,591	350,981	391,483

(表3) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都立学校施設維持管理事業		1,391,923	1,913,148
会計年度任用職員選考業務支援事業		13,952	14,220
教育関連イベントの実施に係る業務			23,969
国際交流コンシェルジュ事業			58,808
高等学校就学支援金等申請受付事務及び実証研究業務			3,540
その他業務委託等		4,293	174
合計		1,410,169	2,013,861

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	254	100	1,761	100	2,405	100
都からの収益	254	100.0	1,761	100.0	2,405	100.0
受取補助金	254	100.0	350	19.9	391	16.3
管理運営受託収益等	—	0	1,410	80.1	2,013	83.7
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京学校支援機構（以下「機構」という。）の事業について、主に①外部人材登録者（サポーター）の登録者数増加に向けた取組は適切か、②外部人材登録者（サポーター）と学校のマッチング増加に向けた取組は適切か、③都立学校施設維持管理業務において迅速、的確に修繕が行われているか、④運営費補助金の算定、執行は適切か、⑤学校のニーズをとらえた新たな事業の受託拡大に向けた検討は適切か、⑥物品等の購入契約等の調達方法は適切か、等の観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

機構は、東京都教育委員会における「学校の働き方改革」の取組の1つとして、令和元年7月に、「教育の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体として設立され、外部人材確保、教員サポート、学校事務支援の3つの機能により多角的に学校支援を行っている。

事業運営は、「経営改革プラン（2021年度～2023年度）」（以下「経営改革プラン」という。）に沿って進められており、経営改革プランにおいては、4つの戦略と3年後（2023年度）の到達目標等が公表されている。

令和元年度から令和3年度における主な事業実績は以下のとおりである。

多様な外部人材を安定的に確保し、学校へ紹介する機能を果たす「人材バンク事業（TEPRO Supporter Bank 事業）」においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校における活動に制限がかかる中、サポーター（学校での支援活動に意欲のある個人、企業及び団体）登録数を累計1万71人とし、学校等からの求人数、マッチング件数ともに増加傾向である。また、サポーターの好事例集の発信、登録者数の少ない地域への集中的な宣伝、登録前後のスキルアップ研修等を行い、学校、サポーターの双方にとってニーズに合った選択肢を増やし、マッチングの成功率を高める取組が行われている。令和3年度には、新たな教育課題に対応した人材確保として、企業、大学、専修学校等と連携した都内公立小中学校へのデジタル活用支援等にも取り組み、利用した学校から高い評価を得ている。

教員サポート機能としては、教職員にとって専門外となる懸案事項や国際交流事案について教職員を支援する「学校法律相談デスク事業」及び「国際交流コンシェルジュ事業」を実施している。

「学校法律相談デスク事業」はコロナ禍の影響を受け、令和2年度88件、令和3年度91件と伸び悩んでいるが、利用した学校に対するアンケート調査においては、満足度89%（令和3年度）と高く、教職員サポートへの寄与度は高い。今後も、オンライン相談の開始、デスク通信の発信増等により、利用しやすい体制を整えるとともに学校への認知度向上を目指し、利用実績

を上げる取組をさらに進めていく予定である。

令和3年度に開始した「国際交流コンシェルジュ事業」については、コロナ禍で留学生等の受入・渡航が制限され、ホストファミリーの開拓・斡旋事業等について、やむなく中止となった事業もあった。しかし、コンシェルジュ事務局を設置し、海外の学校、大使館等との交流活動を支援する事業においては、オンライン説明会やオンライン交流活動を提案、実施し、コロナ禍においても安全・確実に国際交流を推進する計画を迅速に構築する等、経営改革プランで目標とする、3年間で延べ約2,000件のマッチングを目指し、国際交流が定着するよう事業の普及に努めた。その結果、令和3年度の相談件数を536件、マッチング件数を325件とし、各学校等の取組を支援した。

学校事務支援機能としては、令和2年7月より「都立学校施設維持管理業務(小口・緊急修繕)」を実施した。修繕工事の迅速な対応を図るため、学校施設図面のデータベース化について対象校の約3分の2にあたる160校分について完了した。また、登録工務店への研修や指導等を行い、法令遵守を徹底した修繕工事を実施している。

その他に、都立高等学校5校において、就学支援金等申請受付事務の集約化をモデル実施し、ノウハウを蓄積するとともに学校事務職員の負担軽減効果等を検証し、課題分析や事務スキームの改善提案を行った。令和4年度以降、対象事務や対象校を順次拡大していく予定である。

(2) 収益及び費用の状況及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度			令和3年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	254	1,761	1,506	591.8	2,405	644	36.6
当期経常増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
当期一般正味財産増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
資産合計	520	1,632	1,112	213.9	5,811	4,178	255.9
正味財産合計	314	333	18	6.0	366	33	10.1

ア 収益及び費用の状況

機構の経常収益は、都からの受取補助金等及び受託料でほぼ全額占められている。

経常収益の増減を見ると、令和2年度は、大幅に15億663万余円増加している。これは、令和元年7月に設立後、準備期間を経て、令和2年度から「都立学校施設維持管理事業」や「TEPRO Supporter Bank 事業」等を本格的に開始したことにより、都からの受託や補助金の受取りが増加したためである。令和3年度には、「国際交流コンシェルジュ事業」、「教育施策充実化支援事業」等、都からの受託事業が増加したため、さらに6億4,420万余円増加してい

る。

経常費用についても、本格的な事業実施と都からの受託事業の増加に伴い都立学校維持管理費、委託料、人件費等が増加し、令和2年度は16億余円、令和3年度は6億余円増加している。

イ 財政状態

令和2年度は、本格的な事業開始に伴い、都からの受託や補助金の受取りにより、現金預金が増加したが、都立学校施設維持管理事業等に係る未払金及び都補助金等の精算に係る返還金が残ったため、流動資産と流動負債が増加した。令和3年度は、支払が進んだため現金預金及び未払金が減少し、流動資産及び流動負債は減少している。現金預金は、未払金及び都補助金等返還金の合計と同程度の金額となっており、近い将来精算されるため、余裕資金はない。

固定資産は定期預金、投資有価証券からなる基本財産及びソフトウェア、建物付属設備等からなるその他固定資産である。

令和元年度から令和3年度にかけて、事業の開始、改善に向けたソフトウェアへの投資により、その他固定資産が増加している。また、令和3年度は空調設備事業資金をその他の固定資産に計上したことで資産が大きく増加し、これに伴い預り補助金等が計上され負債も増加している。

(3) 事業運営に関する評価

機構は、令和元年7月に設立後、準備期間を経て、令和2年度から、「TEPRO Supporter Bank 事業」、「学校法律相談デスク事業」及び「都立学校施設維持管理事業」等の事業を本格的に始動した。

さらに、令和3年度は、東京都小学生科学展等教育関連イベントを実施する「教育施策充実化支援事業」、都内公立学校の国際交流事業を促進する「国際交流コンシェルジュ事業」及び高等学校就学支援金等申請受付事務をモデル事業とした「学校事務の集約化事業」を東京都から受託する等、東京都内公立学校の抱える様々な課題に対し、教育庁と連携し、一体となった事業運営を着実に実施している。

主要事業である「TEPRO Supporter Bank 事業」、「学校法律相談デスク事業」においては、コロナ禍で学校現場が閉鎖される等厳しい状況が続き、経営改革プランで定める達成目標に一部及ばなかったものの、着実に実績を積み上げており、利用後のアンケート調査結果においても満足度は90%前後と高い。働き方改革貢献への期待は大きく、それに応えるための体制の枠組みも構築されている。

今後は、都内公立学校を取り巻く喫緊の課題に対応するため、コロナ後を見据えた戦略的広報を展開し、学校現場、都民及び企業等への機構の一層の認知度向上を図り、各事業の更なる利用促進を図っていくことが必要である。

また、令和4年度から「都立高等学校等端末購入支援金申請受付業務」を受託し、令和5年度からは埋蔵文化財事業の移管等が計画されている。既存事業を着実に発展させつつ、これらの新規事業を進めていくためには、強固で柔軟な経営組織及び財務体制の構築が重要な課題となる。

そのため、機構は、令和3年度より公益財団法人への移行の準備を進め、令和4年度より公益法人へ移行している。また、人材の育成や確保にも力を入れ、固有職員の定着、キャリア形成に向けた制度構築を急いでいるところである。

財務体制については、現在、自主財源が乏しい状況ではあるが、様々な教育課題が各方面から提唱される中、機構が東京の教育の振興に寄与し、創意工夫をこらして対応していくことが出来るよう、自主財源の拡大に努めていくことが求められている。

これまで以上に安定的な経営基盤を確立し、盤石な体制のもと、学校現場、都民、企業等と連携し、事業展開を積極的に推進していく必要がある。

2 指摘事項

(1) 局

ア 運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの

庁は、令和2年度一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱（令和2年2月28日付31教総策第509号）及び令和3年度一般財団法人東京学校支援機構運営費補助金交付要綱（令和3年3月8日付2教総策第1255号）に基づき、機構に対し、表6のとおり、その運営に要する経費に対し、補助金を四半期ごとに分割して概算払により交付している。

概算払については、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「規則」という。）第83条第5項及び「東京都会計事務規則第83条第4項の規定に基づく「会計管理者が別に定めるもの」について」（平成11年4月1日付10出総第2050号）により、表5の要件を全て満たす場合には、その都度の精算を省略させることができるとされている。

そこで、令和2年度及び令和3年度の概算払の状況について見たところ、表6及び表7のとおり、第2四半期以降の交付に際して、①一部で状況報告書の提出前に機構からの請求に対して交付していること、②状況報告書では執行済額の確認のみで次期の所要額の記載がないにもかかわらず交付していることから、精算時には第4四半期の交付額以上の返還が生じていることが認められた。

会計管理者が定める精算を省略できる要件には、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握した上で、交付金額は適正な金額を算定し、必要最小限度とすることとある。このことから、庁が機構に対し、状況報告書や所要額の確認を行うことなく、年間計画どおり交付している状況は、この要件を満たしているものとは認められず適正でない。

庁は、概算払を適正に行われたい。

（教育庁）

(表5) 会計管理者が定める精算を省略できる要件

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費

規則第83条第4項に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすもののうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。

- (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであって、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。
- (2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。
- (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(表6) 執行計画及び交付状況

(単位：円)

年間計画		各交付額（交付決定日）			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和2年度	422,585,000	182,908,000 (令和2.4.7)	94,551,000 (令和2.7.6)	75,712,000 (令和2.10.1)	69,414,000 (令和3.1.12)
令和3年度	508,911,000	255,633,000 (令和3.4.2)	106,641,000 (令和3.7.5)	78,232,000 (令和3.10.4)	68,405,000 (令和4.1.6)

(注) 年間計画額と交付額は同額となっている。

(表7) 状況報告書における執行済額及び返還額

(単位：円)

年間執行額		各執行済額（報告日）				返還額
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
令和2年度	350,981,066	56,761,790 (令和2.7.7)	61,134,515 (令和2.10.6)	75,675,035 (令和3.1.7)	157,409,726 (令和3.4.20)	71,603,934
令和3年度	391,483,025	77,464,084 (令和3.7.2)	63,747,474 (令和3.10.1)	78,289,981 (令和4.1.5)	171,981,486 (令和4.4.20)	117,427,975

イ 委託料に係る概算払について

庁は、機構に対し、令和2年度は表8の各事業を、令和3年度は表10の各事業を実施するため、機構と委託契約を締結し、その経費の全額を概算払により一括して支出している。

概算払は、支出の特例として、支払うべき債務金額が確定する前で、かつ、相手方の義務履行前の経費について、債権者に概算をもって支出するものであり、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめ、不測の損害を招くことを防止しなければならない。

この委託料に係る概算払について見たところ、次のとおり、是正すべき点が認められた。

(ア) 概算払による適時適切な支出を行うべきもの

庁は、表 8 及び表 10 の各事業を機構に委託するにあたり、当該事業に必要な経費の執行計画等を徴しておらず、表 9 及び表 11 のとおり、委託経費には 12 か月分の管理費や四半期ごとに分割して再委託先へ支払われる経費が含まれている等、庁の機構に対する概算払は、厳に必要な限度にとどめたものとはいえ、適時適切なものとは認められない。

当該委託料の支払に当たっては、不要不急の資金を概算払することのないよう、機構に対し執行計画・執行状況の提出を求め、概算払の額が必要最小限度となるように、分割して支払う必要がある。

庁は、概算払による適時適切な支出を行われたい。

(教育庁)

(イ) 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの

庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、表 11 項番 2 及び 3 の各事業の一部について中止する必要が生じたため、機構と協議の上、表 12 のとおり、契約金額の減額を伴う契約変更を行った。

当該契約書の仕様書には、委託経費の支払について、「委託者は受託者に、本業務に要する経費として契約金額の範囲内の金額を概算払により支払う。」と定められており、年度当初に概算払で一括して支払われた契約金額のうち、契約金額の減額により、契約金額を超えている金額については、速やかに返還を求めるべきである。

しかし、減額分の返還は年度末の精算時まで行われず、結果として契約変更日から 7 から 12 か月の間、機構へ不要な金額を概算払により支出したままの状態となっていた。

庁は、契約変更による契約金額の減額分について、機構へ速やかに返還を求められたい。

(教育庁)

(表8) 令和2年度委託事業

(単位:円)

項番	委託事業名	履行期間	交付 決定日	契約金額 (概算)	支出額	残額 (返還額)
1	東京都公立学校会計年度 任用職員採用選考委託	令和 2.4.1～ 令和 3.3.31	令和 2.4.3	11,463,100	8,449,967	3,013,133
2	令和 2 年度後期都立学校 施設維持管理業務委託	令和 2.4.1～ 令和 3.3.31	令和 2.4.3	1,923,531,000	1,391,923,658	531,607,342
	計			1,934,994,100	1,400,373,625	534,620,475

(表9) 令和2年度委託経費の内訳

(単位:円)

項番	委託 事業名	主な経費内訳				
		諸経費等	主な再委託等契約			
			件名	履行期間	支払額	支払 方法
1	東京都公立 学校会計年 度任用職員 採用選考委 託	諸経費(給料 手当、法定福 利費、振込手 数料、租税公 課)	東京都公立学校会計年 度任用職員採用選考面 接運営支援業務委託	令和 2.12.4～ 令和 3.1.21	1,622,692	完了後 一括
			労働者派遣(単価契約)	令和 2.9.4～ 令和 3.3.31	3,189,347	毎月
2	令和 2 年度 後期都立学 校施設維持 管理業務委 託	間接経費(人 件費、振込手 数料、等)	①都立学校施設維持管 理業務システム運用支援 業務委託 ②都立学校等小口・緊急 修繕工事店契約	①令和 2.4.1～ 令和 3.3.31 ②令和 2.7.1～ 令和 3.6.30	①39,836,698 ②1,279,442,200 (注)	①完了 後一括 ②工事 完了の 都度

(注) 支払額は令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの工事完了(検査済)分の支払である。

(表10)令和3年度委託事業

(単位:円)

項番	委託事業名	履行期間	交付 決定日	契約金額 (概算)	支出額	残額 (返還額)
1	東京都公立学校会計年度 任用職員採用選考委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.2	11,463,100	8,240,835	3,222,265
2	東京都国際交流コンシェル ジュ業務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.2	119,330,799	58,808,128	60,522,671
3	教育関連イベントの実施に 係る業務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.2	43,585,300	23,969,915	19,615,385
4	都立学校施設維持管理業 務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	令和 3.4.1	2,328,014,000	1,913,148,449	414,865,551
	計			2,502,393,199	2,004,167,327	498,225,872

(表11) 令和3年度委託経費の内訳

(単位:円)

項 番	委託事業名	主な経費内訳				
		諸経費等	主な再委託等契約			
			件名	履行期間	支払金額	支払 方法
1	東京都公立学校会計年度任用職員採用選考委託	諸経費(給料手当、法定福利費、租税公課)	東京都公立学校会計年度任用職員採用選考面接運営支援業務委託	令和 3.11.20～ 令和 4.1.21	1,622,692	完了後一括
			労働者派遣(単価契約)	令和 3.9.3～ 令和 4.3.31	2,033,514	毎月
2	東京都国際交流コンシェルジュ業務	人件費(給料手当、法定福利費等)	国際交流コンシェルジュ業務委託	令和 3.4.1～ 令和 4.3.31	45,870,000	四半 期毎
3	教育関連イベントの実施に係る業務	人件費(給料手当・法定福利費等)	①「中学生科学コンテスト」運営等業務委託 ②「Tokyo サイエンスフェア」運営等業務委託 ③「東京都小学生科学展」運営等業務委託	①令和 3.7.9～ 令和 3.8.31 ②令和 3.9.3～ 令和 3.12.10 ③令和 3.11.12 ～令和 4.2.21	①605,000 ②6,596,700 ③3,300,000	完了後一括
4	都立学校施設維持管理業務委託	間接経費(人件費、振込手数料等)	①都立学校施設維持管理システム運用支援業務委託 ②都立学校等小口・緊急修繕工事店契約	①令和 3.4.1 ～令和 4.3.31 ②令和 3.7.1 ～令和 4.6.30	①60,605,600 ②1,768,679,918 (注)	①完了後一括 ②工事完了の都度

(注) 支払額は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの工事完了(検査済)分の支払である。

(表12) 契約変更の概要

(単位:円)

項番	委託事業	当初契約額 (a)	変更契約額 (変更年月日) (b)	減額金額 (c)=(b)-(a)	支出額 (d)	返還額 (返還日) (a)-(d)
1	東京都国際交流コンシェルジュ業務	119,330,799	85,450,799 (令和 3.5.7)	△ 33,880,000	58,808,128	60,522,671 (令和 4.5.19)
2	教育関連イベントの実施に係る業務	43,585,300	38,818,175 (令和 3.8.24)	△ 4,767,125	23,969,915	19,615,385 (令和 4.5.19)
			31,551,300 (令和 3.10.11)	△ 7,266,875		

ウ 契約変更に係る手続を適切に行うべきもの

庁は、都立学校の所有する施設設備を適正に維持管理するために、表 1 3 のとおり、機構と契約を締結している。仕様書では、①施設保全に伴う小規模な修繕及び日常的に発生する小規模な修繕、②校地内樹木等のカラス・スズメバチ等の営巣除去・処分、③前記①及び②の執行管理、学校別業務執行状況等の管理調整を行うこととしている。

ところで、庁から機構へ発注された工事の内容について見たところ、表 1 4 のとおり、仕様書等には規定されていない工事が認められた。

本来であれば、仕様書に規定されていない業務を実施させる場合には、契約変更手続を行う必要があるが、庁はこれを行っておらず適切でない。

庁は、契約変更に係る手続を適切に行われたい。

(教育庁)

(表 1 3) 契約の状況

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	令和 2 年度都立学校施設維持管理業務委託	令和 2. 4. 1 ～令和 3. 3. 31	1, 923, 531, 000 円
2	令和 3 年度都立学校施設維持管理業務委託	令和 3. 4. 1 ～令和 4. 3. 31	2, 328, 014, 000 円

(表 1 4) 主な工事の内容

空調設置工事 (12 件、総額 17, 778, 090 円)、加湿器設置工事 (1 件、2, 228, 490 円)

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア TEPRO Supporter Bank 事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サポーターの登録数（注1）	3,883人	4,225人	1,963人
個人登録	1,145人	3,178人	1,353人
団体登録（人数）	2,738人	1,047人	610人
団体登録（団体数）	33団体	39団体	43団体
学校等による利用登録（注2）			
区市町村立・都立学校	181件	970件	1,147件
都及び区市町村教育委員会、学校等による 求人情報の掲載	196件	954件	915件
求人数	—	2,592人	2,913人
マッチング（注3）			
求人紹介・申込数	222件	2,129件	5,436件
採用人数	103人	634人	1,001人
登録前研修・面談実績（注4）			
個人	493人	2,629人	1,125人
団体	33団体	39団体	43団体
登録者研修実績			
オンライン研修参加者人数	—	106人	126人
オンデマンド研修視聴回数	—	1,884回	1,635回

（注1）令和元年度の実績は令和2年1月14日から令和2年3月31日までである。

登録数は新規純増数である。

（注2）令和元年度の実績は令和2年2月14日から令和2年3月31日までである。

利用登録件数は年度末時点における登録学校数（累計）である。

（注3）令和元年度の実績（採用人数）は、令和2年4月1日以降の採用決定者数である。

（注4）令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、令和2年2月29日以降の研修及び面談を中止している。

イ 教育サポート事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校法律相談デスク事業（令和2年度5月試行、6月開設）			
専門相談員相談件数	—	88件	91件
相談学校数	—	54校	65校
関係部署情報連絡会	—	3回	3回
専門相談員連絡会	—	1回	1回
専門相談員管理職向け講義・演習	—	—	1回
学校法律相談デスク通信	—	4回	5回
会計年度任用職員選考業務支援（令和2年度新規事業）			
選考人数	—	4,000名	4,000名
教育施策充実化事業（令和3年度新規事業）			
教育施策充実化支援事業（実施イベント数）	—	—	3回
国際交流コンシェルジュ事業			
国際交流相談件数	—	—	536件
海外の学校との交流対応件数	—	—	325件
在京大使館等によるプログラム実施件数	—	—	219件
学校による活用促進			
国際交流コンシェルジュ通信発行数	—	—	3回
周知チラシ	—	—	1回
オンライン説明会	—	—	6回
学校事務の集約化（令和3年度新規事業）			
高等学校就学支援金等申請受付事務実施校	—	—	5校

(注) 学校事務の集約化はモデル事業

ウ 都立学校施設維持管理業務事業

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小口・緊急修繕工事（注1）			
～150万円未満	—	3,857件	4,778件
150万円以上～250万円未満	—	204件	286件
登録工事店	—	397社	376社
東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業 （注2）	—	—	139室

（注1）令和2年度の実績は令和2年7月から令和3年3月までである。

（注2）公益財団法人東京都環境公社より令和3年6月に事業引継ぎ

（2）収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

（単位：百万円、％）

項目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	254	1,761	1,506	591.8	2,405	644	36.6
基本財産運用益	0	0	0	—	0	0	19.8
事業収益	—	1,410	1,410	—	2,013	603	42.8
受取補助金	254	350	96	37.9	391	40	11.5
その他	—	0	0	—	0	0	0
経常費用	130	1,742	1,612	—	2,371	629	36.1
事業費	82	1,648	1,566	—	2,296	647	39.3
管理費	47	93	46	97.1	75	△ 18	△ 19.8
当期経常増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
税引前一般正味財産増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5
当期一般正味財産増減額	124	18	△ 105	△ 84.9	33	14	78.5

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和 元年度	令和2年度		令和3年度			
		増減額	増減率	増減額		増減率	
流動資産	205	1,299	1,093	531.3	1,083	△ 216	△ 16.7
現金預金	202	1,294	1,091	540.3	1,076	△ 217	△ 16.8
未収金	—	0	0	—	0	△ 0	△ 35.0
前払費用	3	5	1	39.9	6	0	17.2
固定資産	314	333	18	6.0	4,727	4,394	—
基本財産	190	190	0	0	190	0	0
その他固定資産	124	143	18	15.0	4,537	4,394	—
資産合計	520	1,632	1,112	213.9	5,811	4,178	255.9
流動負債	205	1,299	1,093	531.3	1,092	△ 206	△ 15.9
未払金	144	684	539	373.1	456	△ 228	△ 33.3
都補助金返還金	60	612	551	905.6	624	11	1.9
賞与引当金	—	—	—	—	9	9	—
預り金	0	3	2	733.9	2	△ 0	△ 14.1
固定負債	—	—	—	—	4,351	4,351	—
預り補助金等	—	—	—	—	4,351	4,351	—
負債合計	205	1,299	1,093	531.3	5,444	4,144	318.9
指定正味財産	190	190	0	0	190	0	0
一般正味財産	124	143	18	15.1	176	33	23.4
正味財産合計	314	333	18	6.0	366	33	10.1
負債及び正味財産合計	520	1,632	1,112	213.9	5,811	4,178	255.9

2 参考資料

(1) 経営改革プラン(2021年度～2023年度)2022年度改定版

戦略	戦略名	3年後(2023年度)の到達目標
戦略1	外部人材の確保と提供	<p>【目標①】学校のニーズに応じた人材を紹介し、教員の負担軽減に寄与</p> <p>※求人:4,000人</p> <p>※マッチング:4,000～8,000人</p> <p>※サポーター活動に対する学校満足度:80%</p> <p>【目標②】多様な人材を確保し、登録者の専門性の発揮等により教育の質の向上に寄与</p> <p>※人材登録:15,000人</p> <p>※モデル事例の創出</p>
戦略2	学校教育活動への高度かつ専門的支援	<p>【目標①】全都立学校を対象に法律相談を実施し、相談に適切・迅速に対応</p> <p>※相談対応件数:年間250件</p> <p>※満足度80%</p> <p>【目標②】都内公立学校の実情や特色に合った国際交流の実施を支援</p> <p>※3年間で延べ約2,000件のマッチングを支援</p> <p>(注) コロナ感染症の世界的流行により海外交流希望の減少の恐れあり</p>
戦略3	学校事務の集約化・効率化	<p>【目標①】全校の実査や図面等のデータベース化により、迅速で的確な修繕工事を実施</p> <p>【目標②】工事店に石綿対応の研修や指導等を行い、事前報告の必要な工事について漏れなく実施</p> <p>【目標③】就学支援金事務等の都立学校における共通事務の受託に向けた業務執行体制の構築</p>
戦略4	多角的な事業展開を可能とする強固で柔軟な組織体制の強化・推進	<p>【目標①】公益財団法人化及び内部決裁電子化</p> <p>※電子決裁率原則100%</p> <p>【目標②】優秀な人材の確保・育成</p> <p>※研修満足度80%</p> <p>【目標③】アフターコロナ時代の新たな働き方を実践</p> <p>※テレワーク実施週3日以上</p> <p>【目標④】学校現場や都民等が、学校課題解決の一手段として各事業を認知</p>